

山梨県公報

第二千四百九十八号

平成二十七年

四月二日

木曜日

目次

- 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知(三件)……………二二三
- 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見……………二三四
- 開発行為に関する工事の完了について(三件)……………二三五

公 告

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を富士吉田市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。
 平成二十七年四月二日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
富士吉田市小明見字深平五二七四の内一(次の図に示す部分に限る。)	武藤太造
富士吉田市小明見字深平五二七七(次の図に示す部分に限る。)	舟久保善治
富士吉田市小明見字深平五三〇三の二、五三〇四の二、五三一三の二、五三一五の三	宮下和也
富士吉田市小明見字西ノ尾二五〇一から二五〇三まで・二五〇六(以上四筆について次の図に示す部分)	広瀬左一郎

に限る。)

富士吉田市小明見字西ノ尾二五〇一・二五〇二(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

富士吉田市小明見字簿久保山五一七八

武藤昌男

- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び富士吉田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示

平成二十七年二月五日山梨県告示第二十六号

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を上野原市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。
 平成二十七年四月二日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
上野原市綱原字桶ヶ淵五三三〇	長田太治郎
上野原市綱原字桶ヶ淵五三三三	加藤嘉平、大窪源藏、加藤太平、岡部久一、岡部宇太藏、

上野原市綱原字井ノ入四一三五の二、四一三五の三	加藤平四郎、田村九兵衛、加藤ついで、加藤彦兵衛、加藤喜重郎、岡部時三郎、岡部勘甫、加藤市郎左エ門、長田源兵衛、酒井鉄五郎、高橋治三郎、鷹取庄右エ門、高橋甲藏、高橋太郎右エ門、鷹取善八、鷹取與三郎、加藤八郎右エ門、田村吉太郎、加藤傳九郎、鷹取嘉重郎、和田儀右エ門、鷹取丈右エ門
吉村タケ、和田宗治、清水芳郎、長田秋雄、長田九造	

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び上野原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示

平成二十七年二月五日山梨県告示第二十七号

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を丹波山村役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十七年四月二日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
北都留郡丹波山村字宮の後一三三六	船木浜吉
北都留郡丹波山村字宮の後二二三八	青柳庄作
北都留郡丹波山村字倉沢二八五八（次の図に示す部分に限る。）	広瀬義平
北都留郡丹波山村字倉沢二八六〇（次の図に示す部分に限る。）	富田嘉一郎
北都留郡丹波山村字刀さす道下三四二六の二	船木孝男

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び丹波山村役場に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示

平成二十七年二月五日山梨県告示第二十八号

● 大規模小売店舗の周辺の地域的生活環境の保持の見地からの意見

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により韮崎市から聴取した意見について、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その意見を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十七年五月七日まで縦覧に供する。

平成二十七年四月二日

山梨県知事 後藤 齋

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 1 名称 くろがねやスーパーデポ 韮崎店
 - 2 所在地 山梨県韮崎市藤井町南下条字下河原百五十二番地外
- 二 届出の内容及び公告日
 - 1 内容 変更
 - 2 公告日 平成二十六年十月九日
- 三 意見の概要
 - 1 来店車両及び歩行者の安全確保
 - 2 防災・防犯対策への協力
 - 3 騒音問題への対策の実施
 - 4 廃棄物の適切な処理
- 四 縦覧場所
山梨県甲府市丸の内二丁目六番一号山梨県庁別館二階山梨県県民情報センター

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十七年四月二日

山梨県知事 後藤 齋

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
中巨摩郡昭和町飯喰字村西一三三四の一、一三三五の一、一三三六の一及び一三三六の二の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都渋谷区猿楽町十番十一号 日本レストランシステム株式会社 代表取締役社長 山内 実

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十七年四月二日

山梨県知事 後藤 齋

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

中巨摩郡昭和町上河東字田之神田二六九の一、常永土地区画整理事業一五街区二画地、三画地及び四画地の区域

- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
中巨摩郡昭和町河西五百二十番地 石原 松代

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十七年四月二日

山梨県知事 後藤 齋

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
中巨摩郡昭和町清水新居字小松田三三二の一部、三三二の二及び三三四の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲斐市宇津谷千百三番地 社会福祉法人ひかりの里 理事長 山田 一功

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番